

市民協働事業「横浜市再エネ連携協定に係る再エネ見学ツアースポーツ支援制度構築事業」  
に関する協働契約書（案）

（協働事業者名）と横浜市とは、市民協働事業「横浜市再エネ連携協定に係る再エネ見学ツアースポーツ支援制度構築事業」（以下、「本事業」という。）の実施に当たって、横浜市市民協働条例（平成24年6月条例第34号）（以下、「条例」という。）第8条に規定する市民協働事業の基本原則に則り、条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり協働契約を締結する。

（趣旨）

第1条 この契約は、本事業の実施に当たって、（協働事業者名）と横浜市双方が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協働を進めていくために必要な事項を定めるものとする。

2 （協働事業者名）と横浜市は、市民公益活動の自主性を尊重するとともに、互いに依存や癒着等の関係に陥ることなく、双方が自立した存在として協働を進める。

（事業目的の共有）

第2条 （協働事業者名）と横浜市は、横浜市の再生可能エネルギーに関する連携協定に基づく再エネ連携ツアースポーツについて、横浜市によるツアースポーツ支援制度を構築することで民間主導で継続的に実施され規模が拡大し、市内需要家に対する再生可能エネルギーへの切替えを啓発し、本市の脱炭素化を促進するという事業目的を共有する。

（事業の概要）

第3条 （協働事業者名）及び横浜市は、前条の事業目的を達成するため、協働して次の事業を実施する。

なお、計画の変更が生じる場合は、（協働事業者名）と横浜市が協議の上、決定する。

- （1）事業名 横浜市再エネ連携協定に係る再エネ見学ツアースポーツ支援制度構築事業
- （2）事業内容 支援制度の検討、支援制度に則したモデルツアースポーツの企画・検証、検証結果のとりまとめの実施 等
- （3）事業実施期間 協働契約の締結日から令和8年3月31日まで

（役割及び責任分担等）

第4条 （協働事業者名）及び横浜市は、それぞれに次に掲げる役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。

| 事業項目     | （協働事業者名）の役割  | 横浜市の役割  |
|----------|--|---|
| ○○○○○の活動 | 本事業に係る企画・調整の支援、横浜市関連の情報提供、集客等プロモーションの支援、その他提案により求められる事項、支援制度の検討等 | 本事業に係る企画・調整・検証、各種手配（訪問先、宿泊先、乗車券、備品等）、各種業者へ支払い業務等、集客等プロモーションに係る業務、報告書作成、支援制度の提案等 |

2 （協働事業者名）及び横浜市は、前項に定めるもののほか、事業実施中に役割が生じた場合は、（協働事業者名）と横浜市が協議の上、その役割の必要性を共有し、分担して、質の高い成果を得られるよう努める。

（事業の進め方）

第5条 （協働事業者名）及び横浜市は、協働で事業に取り組むにあたり、「横浜市再エネ連携協定に係る再エネ見学ツアースポーツ支援制度構築事業協働事業者の選定に係る募集要項及び協働事業者の

提案内容等に基づき、事業目標及び事業実施計画の策定を行う。

- 2 (協働事業者名) 及び横浜市は、前項で定める事業目標及び事業実施計画に基づき、第4条で定める役割分担にしたがって誠実に事業の適正な執行に努め、定期的に事業進捗状況の確認を実施し、必要に応じて事業実施計画の改善を図る。
- 3 (協働事業者名) 及び横浜市は、事業進捗の節目及び事業の終了後に、条例第15条の規定に基づき事業評価を実施する。
- 4 (協働事業者名) 及び横浜市は、前3項の実施にあたって組織同士で協議する場を設け、協議の過程において行う意思表示及び意思決定について、説明責任を負うものとする。

#### (経費分担)

第6条 事業に必要な経費については、第4条で定める役割分担に基づき、(協働事業者名)は、○○○, ○○○円を負担し、横浜市は、○○○, ○○○円を負担する。具体的な負担項目及び内訳は別紙のとおりとする。

- 2 (協働事業者名) 及び横浜市は、関連する法令に基づき、経費を適正に執行する。
- 3 事業終了後、協働事業者は事業実施期間内に事業報告書及び収支報告書等を作成し、横浜市に提出する。横浜市の負担額については、各報告書に基づき額を確定し横浜市から通知する。
- 4 協働事業者は横浜市が額の確定の通知を発送した日の翌日起算で5日後の午後5時までに請求書を横浜市に提出すること。

#### (成果及び権利の帰属・譲渡等)

第7条 本事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果及び権利については(協働事業者名)及び横浜市の両者に帰属するものとする。ただし、(協働事業者名)又は横浜市の各々に既に帰属している成果及び権利は除くものとする。

- 2 (協働事業者名)又は横浜市は、この契約によって生ずる成果及び権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、この契約の相手方の承諾を得なければならない。

#### (秘密及び個人情報の取扱い)

第8条 (協働事業者名) 及び横浜市は、本契約に係る締結過程及び履行過程で知り得た秘密及び個人情報について、双方以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。この契約が終了した後も同様とする。但し、(協働事業者名) 及び横浜市が、司法手続又は法令に基づき開示する場合はこの限りでない。

- 2 (協働事業者名)は、事業実施の際の秘密の保持については、条例第13条を遵守するものとする。

#### (公開の原則)

第9条 条例第4条第2項、第8条第3号及び第15条第2項の規定に基づき、事業に関する情報及び評価は公開を原則とし、(協働事業者名) 及び横浜市はそれぞれに説明責任を果たすものとする。

#### (契約の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、契約書の締結の日から第5条第3項に定める事業評価が終了するまでとする。

#### (契約の解除)

第11条 (協働事業者名) 及び横浜市は、(協働事業者名)又は横浜市がこの契約に違反し、その

違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるときは、契約を解除することができるものとする。

(疑義事項の取扱い)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、(協働事業者名)及び横浜市は速やかに協議を行い、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、契約書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

【協働事業者】

(所在地)

(法人名)

(役職氏名)

【横浜市】

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

横浜市長